

あ - 1
08. 01. 30

あはき療養費の令和8年度改定の 基本的な考え方(案)について

1. 近年のあはき療養費の料金改定について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

- あはき療養費の改定率 +0.26% (診療報酬改定における医科の改定率+0.52%等を踏まえ、政府において決定)

令和6年度料金改定に関する基本的な考え方

○ 令和4年度料金改定において引き続き検討とされた課題（往療料の距離加算の廃止、離島・中山間地等の地域に係る加算の創設、往療料の見直し及び訪問施術料の創設、料金包括化の推進、同一日・同一建物への施術等）、現下の物価高騰、他産業や医療・介護分野における賃上げの動向、医療DXへの対応（オンライン資格確認が本年4月より開始、12月より義務化）といった課題に対応していくため、所要の料金体系を整備するとともに、所定の引き上げを実施する。

(1) 往療料の距離加算の廃止(※令和6年10月1日施行)

- ・ 往療料の距離加算(4km超の区分)を廃止し、その場合、当該廃止に伴う財源は、(2)の施術料や離島や中山間地等の地域に係る施術料の加算等として振り替える。

〔見直しのイメージ〕

現 行 : 往療料 2,300円 、 4km超の場合 2,550円



見直し後 : 往療料(突発的な往療) 1回につき 2,300円

(2) 離島や中山間地等の地域に係る加算の創設(※令和6年10月1日施行)

- ・ (1)の距離加算(4km超の区分)の廃止の影響に配慮し、離島や中山間地等の地域における施術体制を確保し、患者が必要な施術を受けられるようにする観点から、離島や中山間地等の地域に係る施術料の加算(「特別地域加算」)を創設する。

〔見直しのイメージ〕

現 行 : 往療料 2,300円 、 4km超の場合 2,550円



見直し後 : 施術料 特別地域加算 1回につき 250円

※距離加算(4km超の区分)廃止の影響に配慮し、250円(上限)として設定し、改定による影響を事後的に検証することとしてはどうか。

※該当地域(訪問看護療養費における「特別地域訪問看護加算」の対象地域)に施術所の所在地(出張のみの施術者の場合は届け出た住所地)がある場合、及び特別地域外に施術所の所在地がある施術者が、特別地域加算(仮)の対象地域に居住する患者に対して訪問を行った場合

※患者が施術所へ通所により施術を受けた場合は加算の対象としない。

※片道16kmを超える訪問は原則、加算の対象としない。(ただし、現行同様、訪問を必要とする絶対的な理由がある場合には認める。)

(3) 往療料の見直し及び訪問施術料の創設(※令和6年10月1日施行)

- ・往療料を見直し、定期的ないし計画的な往療により施術を行う場合は、患家への訪問として区分整理したうえで、施術料と訪問に係る往療料を包括した訪問施術料として訪問施術制度を導入する。

(4) 料金包括化の推進(※令和6年10月1日施行)

- ・(3)の訪問施術制度の導入により、施術料と訪問に係る往療料を包括した訪問施術料として新たな料金体系を構築する。

(5) 同一日・同一建物への施術(※令和6年10月1日施行)

- ・同一日・同一建物での施術の場合の料金の在り方について、(3)の訪問施術料は、定期的ないし計画的に行う施術である性質に鑑み、同一日・同一建物への施術でも、往療に係る負担が1人の患者に寄らないものとして、往療料を含めた、1人あたりの料金として設定する。
- ・(3)～(5)により、新たな料金体系として、施術料と訪問に係る往療料を包括した1人あたりの料金を訪問施術料1、2、3として設定する。
また、訪問施術料3は、(3人～9人)の場合と、(10人以上)の場合に区分して設定する。

(6) 物価高騰等への対応

- ・料金改定は、現下の物価高騰や他産業における賃上げの状況、診療報酬改定における賃上げへの対応、医療DXの推進等の観点を踏まえ、上記(1)～(5)の制度改正について財政中立による水準を設定(単価の見直し等)し、その後、財源の範囲内で料金改定を行う。
- ・物価高騰への具体的な対応として、あん摩マッサージ指圧におけるホットパック等を使った温罨法、はり・きゅうにおける電気針、電気温灸器又は電気光線器具を使った場合の電療料については、電気光線器具等を使用した施術という性格上、物価高騰による光熱費等の値上がりによる影響を受けやすい点を踏まえ、財政中立による水準設定(単価の見直し等)及び改定財源の範囲で引き上げる。
- ・また、現下の他産業における賃上げ、診療報酬改定における賃上げへの対応や、本年4月よりオンライン資格確認が開始され、同年12月からは義務化されることを踏まえ、医療DXの推進といった観点から、財政中立による水準設定(単価の見直し等)及び改定財源の範囲であん摩マッサージ指圧における施術料や、はり・きゅうにおける初検料及び施術料を引き上げる。

(7) その他の見直し

- ・訪問施術制度の導入に伴い、往療内訳表の見直し(廃止)を行う。具体的には、支給申請書の見直しに合わせて、現在の往療内訳表の記載内容を支給申請書に反映することで、支給申請書1枚で往療内訳表の内容を踏まえた審査ができるようにする。(※令和6年10月1日施行)
- ・施術管理者の登録を更新制とし、更新の際に研修受講を課す仕組みの検討については、受領委任制度の導入により、柔道整復師と同様に定期的に地方厚生(支)局並びに都道府県知事による集団指導及び個別指導、監査が行われる仕組みとされていることから、施術管理者の登録の更新制は導入しないこととし、施術者の資質向上や制度運営上の取扱いについては、従来どおり、各施術団体等が各自で実施するものとする。

(8) 引き続きの検討事項

- ・請求の電子化や審査のシステム化などの効率的・効果的な審査体制の検討について、柔道整復療養費に関するオンライン請求の導入に関する検討状況も参考にしつつ、令和6年度にオンライン請求の導入に向けた課題の検討を開始する。その際、例えば、あはき施術所が視覚障害者の就労の場としても重要な位置づけとなっていること等、あはき療養費の実情を踏まえた実態を把握するための調査を実施した上で、課題の整理と検討を開始する。
- ・料金体系の見直しによる訪問施術制度の導入に伴い、通所または訪問による施術動向、制度変更の影響を把握する必要があることから、令和6年、7年の療養費頻度調査による集計項目等の見直しに加え、施術所に対する調査を別途行うことにより、同一日・同一建物への施術、出張専門施術所における訪問施術の実態等を把握するとともに、訪問施術制度の導入による変化(通所または訪問による施術部位数)等のデータ集計・分析を行う。
- ・温罨法・電療料、施術料・初検料の引き上げを踏まえ、施術所における賃上げの状況、給与費、光熱水費等を初めとする費用の動向等について、令和8年度料金改定の議論に向けて、調査方法等を検討した上で、実態を把握する。
- ・施術部位数による料金包括化については、令和6年度料金改定の議論において、以下のような議論、意見があったことを踏まえ、引き続き検討を行う。
 - ・平均的な部位数で包括化した場合、例えば、3部位以下の被保険者(約2割程度存在)にとっては負担増になる点をどう考えるか。
 - ・単純に施術部位数の包括化だけでは、粗療・回数の増加に繋がる可能性がないか。
 - ・仮に施術部位数がブラックボックス化すると、審査に支障、審査の質の低下に繋がるのではないか。ただし、医師の同意書を必要とする現行の取扱いが変わらなければ、そうした懸念は当たらないのではないか。
 - ・同じマッサージでも、同意対象となった傷病によって施術部位数が大きく異なるのではないか。

技術料の引き上げ

○あん摩マッサージ指圧	改定前	引上額	改定後
マッサージ	285円	55円	340円
変形徒手矯正術	575円	205円	780円

○はり・きゅう	改定前	引上額	改定後
施術料(1術)	1,300円	240円	1,540円
施術料(2術)	1,520円	60円	1,580円

距離加算を往療料に振り替えて包括化

○改定前 往療料(基本額) 1,800円 距離加算2km毎に 770円
 ※ 2km超 770円 4km超 1,540円 6km超 2,310円

○改定後 往療料 2,300円 4km超 2,700円

①施術料よりも往療料が多くなっているという現状を見直す改定

②距離加算を引き下げ、施術料や往療料に振り替えていく

施術報告書交付料の新設 施術報告書交付料 300円 ※平成30年10月1日～

○ あん摩マッサージ指圧

○マッサージ 1局所につき 340円

※ 局所の単位(頭から尾頭までの軀幹、右上肢、左上肢、右下肢、左下肢)

・温罨法を併施 1回につき 80円 → 110円加算

・温罨法を併施+電気光線器具使用 1回につき 110円 → 150円加算

○変形徒手矯正術 1肢につき 780円 → 790円

※ 対象は6大関節：左右上肢(肩、肘、手関節)、左右下肢(股、膝、足関節)

○往療料 2,300円 4km超 2,700円

○施術報告書交付料 300円

○ はり・きゅう

初回

2回目以降

○初検料

①1術(はり又はきゅうのいずれか一方)の場合

1,610円 → 1,710円

②2術(はり、きゅう併用)の場合

1,660円 → 1,760円

○施術料

①1術(はり又はきゅうのいずれか一方)の場合

1回につき 1,540円

②2術(はり、きゅう併用)の場合

1回につき 1,580円 → 1,590円

○電療料

・電気針、電気温灸器又は電気光線器具を使用した場合 1回につき 30円加算

○往療料 2,300円 4km超 2,700円

○施術報告書交付料 300円

○ あん摩マッサージ指圧

○マッサージ 1局所につき 340円 → 350円

※ 局所の単位(頭から尾頭までの躯幹、右上肢、左上肢、右下肢、左下肢)

・温罨法を併施 1回につき 110円加算

・温罨法を併施+電気光線器具使用 1回につき 150円加算

①施術料よりも往療料が多くなっているという現状を見直す改定

○変形徒手矯正術をマッサージと併施した場合 1肢につき 450円加算

※ 対象は6大関節：左右上肢(肩、肘、手関節)、左右下肢(股、膝、足関節)

②距離加算を引き下げ、施術料や往療料に振り替えていく

○往療料 2,300円 4km超 2,700円 → 2,550円

○施術報告書交付料 300円 → 460円

○ はり・きゅう

初回

2回目以降

○初検料

①1術(はり又はきゅうのいずれか一方)の場合

1,710円 → 1,770円

②2術(はり、きゅう併用)の場合

1,760円 → 1,850円

○施術料

①1術(はり又はきゅうのいずれか一方)の場合

1回につき 1,540円 → 1,550円

②2術(はり、きゅう併用)の場合

1回につき 1,590円 → 1,610円

○電療料

・電気針、電気温灸器又は電気光線器具を使用した場合 1回につき 30円加算

○往療料 2,300円 4km超 2,700円 → 2,550円

○施術報告書交付料 300円 → 460円

○ あん摩マッサージ指圧

○マッサージ 1局所につき 350円

※ 対象は最大5部位:局所の単位(頭から尾頭までの軀幹、右上肢、左上肢、右下肢、左下肢)

・温罨法を併施 1回につき 110円加算 → 125円加算

・温罨法を併施+電気光線器具使用 1回につき 150円加算 → 160円加算

○変形徒手矯正術をマッサージと併施した場合 1肢につき 450円加算

※ 対象は6大関節：左右上肢(肩、肘、手関節)、左右下肢(股、膝、足関節)

○往療料 2,300円 4km超 2,550円

○施術報告書交付料 460円 → 480円

○ はり・きゅう

初回

2回目以降

○初検料

①1術(はり又はきゅうのいずれか一方)の場合

1,770円 → 1,780円

②2術(はり、きゅう併用)の場合

1,850円 → 1,860円

○施術料

①1術(はり又はきゅうのいずれか一方)の場合

1回につき 1,550円

②2術(はり、きゅう併用)の場合

1回につき 1,610円

○電療料

・電気針、電気温灸器又は電気光線器具を使用した場合 1回につき 30円加算 → 34円加算

○往療料 2,300円 4km超 2,550円

○施術報告書交付料 460円 → 480円

あはき療養費の料金改定について(令和6年6月～※) 《あん摩マッサージ指圧》

○ あん摩マッサージ指圧

令和6年4月26日あはき療養費検討専門委員会資料

○マッサージ ※ 対象は、最大5部位：局所の単位（頭から尾頭までの軀幹、右上肢、左上肢、右下肢、左下肢）

《通所》 1局所につき 350円 → 450円(+100円)

1局所 450円(+100円) 2局所 900円(+200円) 3局所 1,350円(+300円) 4局所 1,800円(+400円) 5局所 2,250円(+500円)

《訪問》 ※新設(令和6年10月1日施行) 通所困難、患者からの求め、医師による往療や部位ごとに施術の必要性の同意に基づき訪問施術を行った場合

訪問施術料1 ※ 同一日・同一建物で施術を行った患者数が「1人の場合」の患者1人あたり料金

1局所 2,750円 2局所 3,200円 3局所 3,650円 4局所 4,100円 5局所 4,550円

訪問施術料2 ※ 同一日・同一建物で施術を行った患者数が「2人の場合」の患者1人あたり料金

1局所 1,600円 2局所 2,050円 3局所 2,500円 4局所 2,950円 5局所 3,400円

訪問施術料3 ※ 同一日・同一建物で施術を行った患者数が「3人以上の場合」の患者1人あたり料金

(3人～9人) 1局所 910円 2局所 1,360円 3局所 1,810円 4局所 2,260円 5局所 2,710円

(10人以上) 1局所 600円 2局所 1,050円 3局所 1,500円 4局所 1,950円 5局所 2,400円

○温罨法(マッサージの加算)

・温罨法を併施 1回につき 125円加算→ 180円(+55円)

・温罨法を併施+電気光線器具使用 1回につき 160円加算→ 300円(+140円)

○変形徒手矯正術(マッサージの加算) ※対象は、6大関節：左右上肢(肩、肘、手関節)、左右下肢(股、膝、足関節)

1肢1回につき 450円加算 → 470円加算(+20円)

○特別地域加算(施術料の加算)※新設(令和6年10月1日施行)

※ 対象は、訪問看護療養費における「特別地域訪問看護加算」の地域。離島や中山間地等の地域における施術体制を確保し、患者が必要な施術を受けられるようにする。

・特別地域に居住する患者への施術 1回につき 250円加算

○往療料(突発的な往療) ※4km超加算の廃止 訪問施術料の算定は不可 (令和6年10月1日施行)

1回につき 2,300円

○施術報告書交付料

480円

※訪問施術料、特別地域加算、往療料の見直しについては、患者等への周知期間や保険者、施術管理者及び厚生局の届出準備期間等を踏まえ、令和6年10月1日施行とする。

○ はり・きゅう

初回

○ 初検料

①1術(はり又はきゅうのいずれか一方)の場合 1,780円 → 1,950円(+170円)

②2術(はり、きゅう併用)の場合 1,860円 → 2,230円(+370円)

※訪問施術料、特別地域加算、往療料の見直しについては、患者等への周知期間や保険者、施術管理者及び厚生局の届出準備期間等を踏まえ、令和6年10月1日施行とする。

○ 施術料

《通所》

①1術(はり又はきゅうのいずれか一方)の場合 1回につき 1,550円 → 1,610円(+60円)

②2術(はり、きゅう併用)の場合 1回につき 1,610円 → 1,770円(+160円)

《訪問》※新設 (令和6年10月1日施行)

訪問施術料1 ※ 同一日・同一建物で施術を行った患者数が「1人の場合」の患者1人あたり料金

①1術(はり又はきゅうのいずれか一方)の場合 1回につき 3,910円 ②2術(はり、きゅう併用)の場合 1回につき 4,070円

訪問施術料2 ※ 同一日・同一建物で施術を行った患者数が「2人の場合」の患者1人あたり料金

①1術(はり又はきゅうのいずれか一方)の場合 1回につき 2,760円 ②2術(はり、きゅう併用)の場合 1回につき 2,920円

訪問施術料3 ※ 同一日・同一建物で施術を行った患者数が「3人以上の場合」の患者1人あたり料金

(3人～9人) ①1術(はり又はきゅうのいずれか一方)の場合 1回につき 2,070円 ②2術(はり、きゅう併用)の場合 1回につき 2,230円

(10人以上) ①1術(はり又はきゅうのいずれか一方)の場合 1回につき 1,760円 ②2術(はり、きゅう併用)の場合 1回につき 1,920円

○ 電療料(施術料の加算)

・電気針、電気温灸器又は電気光線器具を使用した場合

1回につき 34円加算 → 100円(+66円)

○ 特別地域加算(施術料の加算)※新設 (令和6年10月1日施行)

※ 対象は、訪問看護療養費における「特別地域訪問看護加算」の地域。離島や中山間地等の地域における施術体制を確保し、患者が必要な施術を受けられるようにする。

・特別地域に居住する患者への施術 1回につき 250円加算

○ 往療料(突発的な往療)※4km超加算の廃止 訪問施術料の算定は不可 (令和6年10月1日施行)

1回につき 2,300円

○ 施術報告書交付料

480円

過去の療養費料金改定について

(参考) 平成10年以降の改定率

(単位: %)

改定年月(医科)	医科	改定年月(療養費)	柔道整復	あん摩マッサージ	はり・きゅう
平成10年4月	1. 5	平成10年7月	0. 8	0. 6	0. 7
平成12年4月	2. 0	平成12年6月	1. 1	0. 9	1. 0
平成14年4月	△1. 3	平成14年6月	△0. 65	△0. 65	△0. 65
平成16年4月	0. 0	平成16年6月	0. 0	0. 0	0. 0
平成18年4月	△1. 5	平成18年6月	△0. 75	△0. 75	△0. 75
平成20年4月	0. 42	平成20年6月	0. 21	0. 21	0. 21
平成22年4月	1. 74 (外来0. 31)	平成22年6月	0. 0	0. 15	0. 15
平成24年4月	1. 55	平成25年5月	0. 0	0. 0	0. 0
平成26年4月	0. 82 (消費税分0. 71)	平成26年4月	0. 68	0. 68	0. 68
平成28年4月	0. 56	平成28年10月	0. 28	0. 28	0. 28
平成30年4月	0. 63	平成30年6月	0. 32	0. 32	0. 32
令和元年10月	(消費税分0. 48)	令和元年10月	0. 44	0. 44	0. 44
令和2年 4月	0. 53	令和2年6月	0. 27	—	—
令和2年12月	—	令和2年12月	—	0. 27	0. 27
令和4年4月	0. 26	令和4年6月	0. 13	0. 13	0. 13
令和6年6月	0. 52	令和6年6月	0. 26	0. 26	0. 26

(注)平成26年及び令和元年は消費税引き上げに伴う改定

令和8年度診療報酬改定について (令和7年12月24日大臣折衝事項)

1. 診療報酬 +3.09% (R 8年度及びR 9年度の2年度平均。R 8年度+2.41%、R 9年度+3.77%) (R 8年6月施行)

※1 うち、賃上げ分 **+1.70%** (2年度平均。R 8年度+1.23%、R 9年度+2.18%)

- ・医療現場での生産性向上の取組と併せ、R 8・R 9にそれぞれ3.2%（看護補助者、事務職員は5.7%）のペアを実現するための措置
- ・うち、改定率の0.28%分は、医療機関等における賃上げ余力の回復・確保を図りつつ幅広い職種での賃上げを確実にするための特例的な対応

※2 うち、物価対応分 **+0.76%** (2年度平均。R 8年度+0.55%、R 9年度+0.97%)

- ・特に、R 8以降の物価上昇への対応として+0.62%（R 8年度+0.41%、R 9年度+0.82%）を充て、施設類型ごとの費用関係データ等に基づき配分。（病院+0.49%、医科診療所+0.10%、歯科診療所+0.02%、保険薬局+0.01%）
- ・また、改定率の0.14%分は、高度医療機能を担う病院（大学病院を含む）が物価高の影響を受けやすいうこと等を踏まえた特例的な対応

※3 うち、食費・光熱水費分 **+0.09%** (入院時の食費基準額の引上げ(40円/食)、光熱水費基準額の引上げ(60円/日))

- ・患者負担の引上げ：食費は原則40円/食（低所得者は所得区分等に応じて20～30円/食）、光熱水費は原則60円（指定難病患者等は据え置き）

※4 うち、R 6改定以降の経営環境の悪化を踏まえた緊急対応分 **+0.44%**

- ・配分に当たっては、R 7補正予算の効果を減じることのないよう、施設類型ごとのメリハリを維持（病院+0.40%、医科診療所+0.02%、歯科診療所+0.01%、保険薬局+0.01%）

※5 うち、後発医薬品への置換えの進展を踏まえた処方や調剤に係る評価の適正化、実態を踏まえた在宅医療・訪問看護関係の評価の適正化、長期処方・リフィル処方の取組強化等による効率化 **▲0.15%**

※6 うち、※1～5以外の分 **+0.25%** 各科改定率：医科+0.28%、歯科+0.31%、調剤+0.08%

2. 薬価等

薬価：**▲0.86%** (R 8年4月施行)

材料価格：**▲0.01%** (R 8年6月施行)

合計：**▲0.87%**

3. 診療報酬制度関連事項

- ① R 9年度における更なる調整及びR 10年度以降の経済・物価動向等への対応の検討
- ②賃上げの実効性確保のための対応
- ③医師偏在対策のための対応
- ④更なる経営情報の見える化のための対応

4. 薬価制度関連事項

- ① R 8年度薬価制度改革及びR 9年度の薬価改定の実施
- ②費用対効果評価制度の更なる活用

療養費の推移

- あはき療養費については、令和4年度は、はり・きゅうが447億円、あん摩マッサージ指圧が663億円
- 令和4年度の対前年度伸び率は、はり・きゅうが+1.2%、あん摩マッサージ指圧が+1.2%

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
国民医療費	408,071	423,644	421,381	430,710	433,949	443,895	429,665	450,359	466,967
対前年度伸び率	1.9%	3.8%	-0.5%	2.2%	0.8%	2.3%	-3.2%	4.8%	3.7%
柔道整復	3,825	3,789	3,636	3,437	3,278	3,178	2,831	2,867	2,747
対前年度伸び率	-0.8%	-0.9%	-4.0%	-5.5%	-4.6%	-3.0%	-10.9%	1.3%	-4.2%
はり・きゅう	380	394	407	411	411	437	415	442	447
対前年度伸び率	4.3%	3.6%	3.4%	1.1%	-0.1%	6.2%	-4.9%	6.5%	1.2%
マッサージ	670	700	707	727	733	750	631	655	663
対前年度伸び率	5.2%	4.4%	1.0%	2.7%	0.8%	2.4%	-15.8%	3.7%	1.2%
治療用装具	421	425	438	443	452	455	435	460	443
対前年度伸び率	4.0%	1.1%	3.0%	1.2%	2.0%	0.7%	-4.5%	5.9%	-3.8%

(注) 保険局調査課とりまとめの推計

2. 令和8年度改定の基本的な考え方（案） について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

あはき療養費の令和8年度改定の基本的な考え方（案）

○あはき療養費の令和8年度改定に向けては、「あはき療養費の令和6年度料金改定」（令和6年4月26日あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費検討専門委員会）（8）引き続きの検討事項を踏まえ、例えば、以下の事項を改定に当たっての基本的な考え方（案）として、検討を進めていくことについてどのように考えるか。

（1）オンライン請求の導入について

- ・現在、柔道整復療養費に関するオンライン請求の導入に関する検討が行われているが、あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう療養費に関するオンライン請求の導入に関する課題の整理と検討が開始される際には、柔道整復との差異に着目をして、あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう療養費に関するオンライン請求に係るルールを策定することについてどう考えるか。
- ・療養費の取扱いについて一定の割合で視覚に障害がある施術者が参加していることから、今後議論を進めるに当たって、視覚に障害がある施術者に対する合理的な配慮についてどう考えるか。

（2）訪問施術制度のあり方について

- ・施術料と往療料を包括化した訪問施術制度が導入されたが、同一日・同一建物への施術、出張専門施術所における訪問施術の実態等を踏まえ、訪問施術制度のあり方について、検討することとしてはどうか。

（3）物価高騰等への対応について

- ・令和6年度改定において、温罨法・電療料、施術料・初検料の引き上げが行われたが、施術所における賃上げの状況、給与費、光熱水費等を始めとする費用の動向等を踏まえ、（2）の訪問施術制度のあり方と併せて、物価高騰等への対応について検討することとしてはどうか。

（4）施術部位数による料金包括化について

- ・マッサージ及び変形徒手矯正術の施術料は、「施術部位数に応じた報酬」から「料金包括化」に移行することについてどう考えるか。
- ・施術料の料金包括化は、医師の同意書は変更せず施術が必要な部位が記載されるものとし、支給申請書において、同意書で示された施術部位に施術がされたことの確認により、療養費の支給対象とすることについてどう考えるか。

（5）その他の見直し

- ・その他、見直しが必要な事項はあるか。

あはき療養費の令和8年度改定の基本的な考え方（案）①

（1）オンライン請求の導入について

- ・現在、柔道整復療養費に関するオンライン請求の導入に関する検討が行われているが、あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう療養費に関するオンライン請求の導入に関する課題の整理と検討が開始される際には、柔道整復との差異に着目をして、あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう療養費に関するオンライン請求に係るルールを策定することについてどう考えるか。
- ・療養費の取扱いについて一定の割合で視覚に障害がある施術者が参加していることから、今後議論を進めるに当たって、視覚に障害がある施術者に対する合理的配慮についてどう考えるか。

（参考）規制改革実施計画（抜粋） 令和5年6月16日閣議決定

II 実施事項

3. 個別分野の取組

〈医療・介護・感染症対策〉

（2）デジタルヘルスの推進② –デジタル技術を活用した健康管理、重症化防止–

9 各種レセプト関連業務のDX化に伴う見直し

【d：（前段）令和6年度結論、（後段）令和6年度検討開始、前段の検討結果を踏まえて早期に結論】

d 厚生労働省は、柔道整復療養費について、オンライン請求の導入及び柔道整復療養費の請求が原則オンライン請求により行われるために必要な措置を検討する。

あわせて、柔道整復療養費に関するオンライン請求の導入に関する検討結果も参考に、あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費について、オンライン請求の導入に向けた課題を検討し、早期に結論を得る。

1. 基本的な考え方

- 柔道整復療養費のオンライン請求導入については、既に行われている実務との接続にも配慮しつつ、簡素で分かりやすく、セキュリティが確保された仕組みとなるようにする。また、①療養費の施術管理者（施術所）への確実な支払、請求代行業者等による不正行為の防止、②施術管理者（施術所）や保険者の事務の効率化、システム整備・運用の効率化、③審査の質の向上、審査基準等の標準化、④より質が高く効率的な施術の推進を目的・効果として、最終的に国民が恩恵を享受できるよう進めていくこととする。
- オンライン請求導入にあたっては、関係法令は改正せず、原則として、療養費の受領委任制度に関わる当事者が協定又は契約を締結し、被保険者等が療養費の受領を施術管理者等に委任する現行の仕組みを維持する。
- オンライン請求の事務フローについては、療養費に関する健康保険法第87条第1項の規定において「保険者がやむを得ないものと認めるときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給することができる」とされており、原則として被保険者が保険者に請求するものであることを前提として構築する。一方で、事務やシステム運用の効率化を図るため、柔道整復療養費の特有の事情に適切に対応しつつ、療養の給付の事務フローも参考に検討を進めることとする。

【参考】療養の給付に係る事務処理について

- ✓ 診療報酬等の請求・審査・支払については、関係法令に基づき、保険者等の委任を受けて審査支払機関（社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）及び国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。））が事務を行うこととされている。
- ✓ 保険医療機関等がオンライン請求システムから請求処理を実施し、返戻・査定等の情報もオンラインネットワーク上で提供される。
- ✓ 診療報酬等は、審査支払機関に事前登録された口座に支払われる。以上の基本的な考え方に基づき、今後、オンライン請求導入に伴う費用対効果も十分に意識しながら、細部を検討していくこととする。

2. 個々の検討項目 ※項目のみ掲載

- (1) 審査支払機関の位置づけ、審査のあり方について
- (2) 過誤調整の取扱いについて
- (3) 署名・代理署名の取扱いについて
- (4) 紙請求等の取扱いについて
- (5) オンライン請求システムの構築について
- (6) 施術所管理について
- (7) 復委任について
- (8) その他の論点に係る検討の方向性

あはき療養費の令和8年度改定の基本的な考え方（案）②

（2）訪問施術制度のあり方について

- ・施術料と往療料を包括化した訪問施術制度が導入されたが、同一日・同一建物への施術、出張専門施術所における訪問施術の実態等を踏まえ、訪問施術制度のあり方について、検討することとしてはどうか。

（参考）

- ・あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費の訪問施術制度

○あん摩マッサージ指圧

訪問施術料 1 ※ 同一日・同一建物で施術を行った患者数が「1人の場合」の患者1人あたり料金

1局所	2,750円	2局所	3,200円	3局所	3,650円	4局所	4,100円	5局所	4,550円
-----	--------	-----	--------	-----	--------	-----	--------	-----	--------

訪問施術料 2 ※ 同一日・同一建物で施術を行った患者数が「2人の場合」の患者1人あたり料金

1局所	1,600円	2局所	2,050円	3局所	2,500円	4局所	2,950円	5局所	3,400円
-----	--------	-----	--------	-----	--------	-----	--------	-----	--------

訪問施術料 3 ※ 同一日・同一建物で施術を行った患者数が「3人以上の場合」の患者1人あたり料金

(3人～9人)	1局所	910円	2局所	1,360円	3局所	1,810円	4局所	2,260円	5局所	2,710円
---------	-----	------	-----	--------	-----	--------	-----	--------	-----	--------

(10人以上)	1局所	600円	2局所	1,050円	3局所	1,500円	4局所	1,950円	5局所	2,400円
---------	-----	------	-----	--------	-----	--------	-----	--------	-----	--------

○はり・きゅう

訪問施術料 1 ※ 同一日・同一建物で施術を行った患者数が「1人の場合」の患者1人あたり料金

①1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合	1回につき	3,910円	②2術（はり、きゅう併用）の場合	1回につき	4,070円
------------------------	-------	--------	------------------	-------	--------

訪問施術料 2 ※ 同一日・同一建物で施術を行った患者数が「2人の場合」の患者1人あたり料金

①1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合	1回につき	2,760円	②2術（はり、きゅう併用）の場合	1回につき	2,920円
------------------------	-------	--------	------------------	-------	--------

訪問施術料 3 ※ 同一日・同一建物で施術を行った患者数が「3人以上の場合」の患者1人あたり料金

(3人～9人)	①1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合	1回につき	2,070円	②2術（はり、きゅう併用）の場合	1回につき	2,230円
---------	------------------------	-------	--------	------------------	-------	--------

(10人以上)	①1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合	1回につき	1,760円	②2術（はり、きゅう併用）の場合	1回につき	1,920円
---------	------------------------	-------	--------	------------------	-------	--------

⇒訪問施術開始後の令和7年度療養費頻度調査の結果も踏まえて、今後議論してはどうか。

(参考) 訪問施術料の支給要件 (あはき療養費)

訪問施術料の支給要件

次の3つの要件を満たしている場合に支給できる。

- ① 通所して治療を受けることが困難であること
- ② 患者の求めがあること
- ③ 治療上真に必要があること

【留意事項通知】

別添2 第5章 訪問施術料 (※はり・きゅう療養費の場合、別添1 第6章 訪問施術料)

7 訪問施術料は、歩行困難等、真に安静を必要とするやむを得ない理由等により通所して治療を受けることが困難な場合(往療料の支給が行われる場合を除く。)に、患者の求めに応じて患者に赴き定期的ないし計画的に施術を行った場合に支給できること。

8 訪問施術料は、治療上真に必要があると認められる場合に支給できること。治療上真に必要があると認められない場合、単に患者の求めに応じた場合又は患者の求めによらず定期的ないし計画的に行う場合については、訪問施術料は支給できないこと。

(同一日・同一建物) (※はり・きゅう療養費の場合、別添1 第6章 訪問施術料の8)

9 訪問施術料は、同一日に同一の建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいい、介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第27項に規定する介護老人福祉施設等の施設を含む。)で施術を行った患者数が、1人の場合は訪問施術料1、2人の場合は訪問施術料2、3人以上の場合はその人数に応じた訪問施術料3の各区分により、支給すること。

あはき療養費の令和8年度改定の基本的な考え方（案）③

（3）物価高騰等への対応について

- 令和6年度改定において、温罨法・電療料、施術料・初検料の引き上げが行われたが、施術所における賃上げの状況、給与費、光熱水費等を始めとする費用の動向等を踏まえ、（2）の訪問施術制度のあり方と併せて、物価高騰等への対応について検討することとしてはどうか。

（参考）令和6年度料金改定（温罨法・電療料、施術料・初検料関係）

【あん摩マッサージ指圧】

- 改定前 (1)マッサージを行った場合 1局所につき 350円（最大で5部位）
(2)温罨法を(1)と併施した場合 1回につき 125円加算
(3)温罨法を(1)と併施+電気光線器具を使用した場合 1回につき 160円加算
(4)変形徒手矯正術を(1)と併施した場合 1肢1回につき 450円加算

- 改定後 (1)マッサージを行った場合 1局所につき 450円（最大で5部位）
(2)温罨法を(1)と併施した場合 1回につき 180円加算
(3)温罨法を(1)と併施+電気光線器具を使用した場合 1回につき 300円加算
(4)変形徒手矯正術を(1)と併施した場合 1肢1回につき 470円加算

【はり・きゅう】

- 改正前 初検料 ①1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合 1,780円 ②2術（はり、きゅう併用）の場合 1,860円
施術料 ①1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合 1,550円 ②2術（はり、きゅう併用）の場合 1,610円
電療料 1回につき 34円加算

- 改正後 初検料 ①1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合 1,950円 ②2術（はり、きゅう併用）の場合 2,230円
施術料 ①1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合 1,610円 ②2術（はり、きゅう併用）の場合 1,770円
電療料 1回につき 100円加算

あはき療養費の令和8年度改定の基本的な考え方（案）④

（4）施術部位数による料金包括化

- 平成30年報告書、令和4年度料金改定及び令和6年度料金改定における引き続きの検討事項に基づき、マッサージ・変形徒手矯正術の施術料について、施術部位数の包括化の検討・議論を重ねてきたところ、主に以下のような課題、懸念が示されており、これらの点を踏まえ、施術部位数の包括料金化についてどう考えるか。

(主な課題、懸念点)

- 平均的な部位数で包括化した場合、例えば、3部位以下の被保険者（約2割程度存在）にとっては負担増になる点をどう考えるか。
- 単純に施術部位数の包括化だけでは、粗療・回数の増加に繋がる可能性がないか。
- 仮に施術部位数がブラックボックス化すると、審査に支障、審査の質の低下に繋がるのではないか。ただし、医師の同意書を必要とする現行の取扱いが変わらなければ、そうした懸念は当たらないのではないか。
- 同じマッサージでも、同意対象となった傷病によって施術部位数が大きく異なるのではないか。

現 行 : (1) マッサージを行った場合 1局所につき 450円（最大で5部位）

※ 局所の単位(頭から尾頭までの軀幹、右上肢、左上肢、右下肢、左下肢)

(2) 温罨法を(1)と併施した場合 1回につき 180円加算

(3) 変形徒手矯正術を(1)と併施した場合 1肢につき 470円加算（最大で4肢）

※ 対象は6大関節：左右上肢(肩、肘、手関節)、左右下肢(股、膝、足関節)

同意書の「症状」・「施術の種類・施術部位」欄について

- マッサージは、頭から尾頭までの軀幹、右上肢、左上肢、右下肢、左下肢をそれぞれ1単位として全体を5局所に分けて支給する。
同意書・・・「症状」（筋麻痺・筋萎縮）：5局所に対し、症状のある局所に○を付す。
「施術の種類・施術部位」：5局所に対し、マッサージ施術が必要な局所に○を付す。
- 変形徒手矯正術は、4肢の6大関節：左右上肢（肩、肘、手関節）、左右下肢（股、膝、足関節）をそれぞれ1単位として4肢に分けて支給する。
同意書・・・「症状」（関節拘縮）：6大関節：左右上肢（肩、肘、手関節）左右下肢（股、膝、足関節）に対し、症状がある部位に○を付す。
「施術の種類・施術部位」：4肢に対し、変形徒手矯正術が必要な局所に○を付す。
- 同一局所内であれば、例として右手関節部と右肘関節部の2ヶ所にマッサージ施術（変形徒手矯正術）を行っても、部位数にかかわらず、1局所として算定する。